

第2章 外局

第1節 資源エネルギー庁	343
総合エネルギー政策	343
1. 2021年度のエネルギー政策に関する主な動き（総論）	343
1. 1. 資源・エネルギー政策について（全般）	343
1. 2. エネルギーに関する主な施策	344
2. エネルギーをめぐる現状	349
2. 1. 世界のエネルギー需給の動向	349
2. 2. 我が国のエネルギー需給の動向	352
3. エネルギー分野における国際協力の推進	352
3. 1. G20 イタリア気候・エネルギー大臣会合	352
3. 2. ASEAN+3/EASエネルギー大臣会合/日ASEANエネルギー大臣特別会合	352
3. 3. クリーンエネルギー大臣会合	352
3. 4. 東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク	352
3. 5. アジア太平洋経済協力（APEC）における協力	354
3. 6. 日露エネルギー協力	354
3. 7. 日米エネルギー協力	354
3. 8. 日豪エネルギー協力	355

第1節 資源エネルギー庁

総合エネルギー政策

1. 2021年度のエネルギー政策に関する主な動き（総論）

1. 1. 資源・エネルギー政策について（全般）

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震とそれが引き起こした津波により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において未曾有の大規模かつ長期にわたる原子力事故が発生した。この東日本大震災及び福島原発事故を受けて、2014年4月11日、2030年を念頭に、第4次エネルギー基本計画を閣議決定した。この計画においては、「東京電力福島第一原子力発電所事故で被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、福島の復興・再生を全力で成し遂げる」、「震災前に描いてきたエネルギー戦略は白紙から見直す」ことを出発点とし、国民生活や経済活動を支える、責任あるエネルギー政策を再構築するための、中長期的かつ総合的な政策の基本方針をまとめた。

本計画を具体化すべく、2015年7月には「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）を決定し、エネルギー基本計画における政策目標である3E+S、安全性（Safety）、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）及び環境適合（Environment）を踏まえ、施策を講じたときに実現されるであろう2030年のエネルギー需給構造の見通し、あるべき姿を示した。

第4次エネルギー基本計画の策定から4年が経過した2018年7月3日、第5次エネルギー基本計画を閣議決定した。この計画においては、2030年のエネルギーミックスについて、「3E+Sの原則の下、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化、原発依存度の可能な限りの低減といったこれまでの基本的な方針を堅持しつつ、エネルギー源ごとの施策等の深掘り・対応強化により、その確実な実現を目指す」こととしており、2050年に向けては、「技術革新等の可能性と不確実性、情勢変化の不透明性が伴い、蓋然性をもった予測が困難である」ため、「より高度な3E+S」を評価軸として設定し、「野心的な目標を掲げつつ、常に最新の情報に基づき重点を決めていく複線的なシナリオによるアプローチとすることが適当である」とまとめている。

第5次エネルギー基本計画の策定から2年が経過した2020年10月13日、第6次エネルギー基本計画の策定に向けた議論を開始した。2021年8月4日、総合資源エネ

ルギー調査会基本政策分科会において、この基本計画の素案を示し、その後パブリックコメント等を経て、10月22日に閣議決定された。第6次エネルギー基本計画は、①2020年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や2021年4月に表明された2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組を示すこと、の2つを重要なテーマとしてとりまとめた。また、この基本計画において、2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえ、46%削減に向け徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すものとして、2030年度におけるエネルギー需給の見通しを示した。

また、第6次エネルギー基本計画を踏まえ、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するための制度整備として、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」が2022年3月に閣議決定された。省エネ法のエネルギーの定義の見直しや、非化石エネルギーへの転換を促進するための措置の新設、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事後届出制から事前届出制への変更や大型蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講じる。

クリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造に転換し、気候変動問題に対応していくことは、これまでの資本主義の負の側面を克服していく、新しい資本主義の中核的課題であり、炭素中立型の経済社会実現への具体的な道筋を示す、クリーンエネルギー戦略の策定に向け、2022年1月「クリーンエネルギー戦略」に関する有識者懇談会が総理大臣官邸で開催された。本懇談会において、岸田内閣総理大臣から、経済産業大臣取りまとめの下、送配電インフラ、蓄電池、再エネ始め水素・アンモニアなど非炭素電源、安定、低廉かつクリーンなエネルギー供給の在り方、需要側の産業構造転換や労働力の円滑な移動、地域におけ

る脱炭素化、ライフスタイルの転換、資金調達の在り方、カーボンプライシング、多くの論点に方向性を見いだすよう指示があり、2022年5月、経済産業省の審議会であるクリーンエネルギー戦略検討合同会合において、クリーンエネルギー戦略の中間整理を示した。中間整理では、成長が期待される産業ごとの具体的な道筋、需要サイドのエネルギー転換、クリーンエネルギー中心の経済社会・産業構造の転換に向けた政策対応などの整理に加え、2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略や電力需給逼迫の事態を受け、エネルギーの安定供給確保の重要性についての再確認を行った。

1. 2. エネルギーに関する主な施策

(1) 東電福島第一原発1～4号機の廃炉・汚染水・処理水対策

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、取組が進められている。

廃炉対策について、使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組として、1号機においては、2018年1月から開始したがれき撤去等を引き続き進めた。2号機においては、オペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3号機においては、2019年4月から燃料取り出しを開始し、2021年2月28日に全燃料566体の取り出しを完了した。

燃料デブリ取り出しに向けた取組としては、2号機の試験的取り出しに用いる日英共同開発のロボットアームについて、2021年6月まで英国で開発を行い、7月に日本に移送した。日本に移送後、神戸での装置の検証を終え、2022年2月から日本原子力研究開発機構(JAEA) 櫛葉遠隔技術開発センターで原子炉実寸大模型を用いた試験・訓練を開始した。

汚染水・処理水対策については、汚染水発生量を2025年以内に100m³/日以下にすることを目指しており、2021年には約130m³/日まで抑制した。汚染水発生量を更に低減するため、雨水流入防止対策として、1号機原子炉建屋及び1・2号機廃棄物処理建屋の屋根破損部の補修を進め、2023年度頃までに完了することを目指している。

建屋内滞留水については、1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除き、2020年以内に本設備を設置し、床面露出状態を維持させ、目標を達成した。また、原子炉建屋については、2022年度～2024年度に建屋内滞留水の量を2020年末の半分程度に減少させることを目指している。

多核種除去設備等処理水(以下、「ALPS(Advanced Liquid Processing System)処理水」という)の取扱いについては、2016年9月に設置した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、技術的な観点に加え、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を行ってきた。2020年2月に公表された当該小委員会の報告書も踏まえ、政府としてALPS処理水の取扱い方針を決定するため、2020年4月から地元自治体や農林水産業者などの関係者の方々と意見交換を重ねるとともに、書面での意見募集などの機会を通じ、意見を幅広く伺った。2020年10月23日に廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合を開催し、いただいた意見等の整理を行った上で、風評対策や国内外への情報発信の在り方などの論点について、関係省庁において検討を行った。これらを踏まえ、2021年4月に第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」を決定した。さらに、「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を新設し、2021年8月には、同会議の下に設置されたワーキンググループにおける意見交換の内容等を踏まえ、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」を公表した。この取りまとめに沿って、風評を生じさせない仕組みと、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡充できる仕組みの構築を目指し、盛り込んだ施策を着実に実行している。2021年12月には、さらに取組を加速させるため、対策ごとに今後1年の取組や中長期的な方向性を整理する「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定し、対策の実施状況を継続的に確認し、状況に応じ随時、追加・見直しを行うこととしている。

廃棄物対策については、2016年3月に策定した「固体廃棄物の保管管理計画」について、2021年7月に5回目の改訂を行い、最新の保管実績や工事計画を踏まえた発生量予測等を反映した。また、2021年10月には、中長期ロードマップの目標工程である固体廃棄物の処理・処分方策とその安全性に関する技術的見通しが公表された。

福島第一原発の廃止措置に向けた取組の国内外に対する正確な情報発信については、引き続き、廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況などを伝える動画（「1F FACT」）及びパンフレット（「廃炉の大切な話2022」、「HAIRO MIRAI」）を作成したほか、ウェブページ（「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」）についても改善を行い、引き続き、分かりやすい情報発信に努めている。さらに、資源エネルギー庁ホームページにある、「スペシャルコンテンツ」ページに廃炉・汚染水・処理水対策を含む福島復興関連の特集記事を掲載している。特にALPS処理水については、社会的な関心が高く、より分かりやすく情報を伝えるという点で、シリーズで記事の配信を実施している。コンテンツ制作においては、地元の方々の関心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した取組を進めている。また、地域住民等を対象とし、福島第一原子力発電所や周辺地域の復興状況の視察とその中で感じた疑問に直接お答えする座談会を引き続き実施したほか、地元紙と連携した新聞広告の作成なども行った。

国際的な取組としては、廃炉の進捗について国際原子力機関（IAEA）による第5回廃炉レビューが行われ、2021年8月に報告書を受領し、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の決定について、「廃炉計画全体の実行を促進するもの」と評価された。また、ALPS処理水に関するレビューについて2021年7月にIAEAとの間でALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力に関する付託事項に署名した。この付託事項に基づき、2022年2月にIAEAの職員及び8名の国際専門家（米国、英国、フランス、ロシア、中国、韓国、ベトナム、アルゼンチン）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビューを実施した。また、IAEAに対して定期的に東京電力福島第一原子力発電所に関する包括的な情報を提供するとともに、各国の在京大使館向けに廃炉・汚染水・

処理水対策の現状について、累次にわたってブリーフィングを行っており、2021年4月（基本方針決定）、2021年8月（東京電力のALPS処理水の処分に関する設備等の全体像発表）、2021年9月（IAEA幹部来日）、2021年11月（東京電力のALPS処理水の海洋放出による放射線影響評価報告書の公表）2021年12月（東京電力から原子力規制委員会に提出された実施計画変更認可申請）、2022年2月（IAEAのALPS処理水の安全性に関するレビューの概要）にもブリーフィングを実施した。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策等に関する英語版動画やパンフレットなどの説明資料を作成し、IAEA総会サイドイベントや要人往訪の際などの機会等、様々なルートで、海外に向けて情報発信を行った。

労働環境・労働条件の改善に向けた取組としては、フェーシング工事等により線量低減対策を進めてきたところ、構内の96%のエリアで一般作業服等での作業が可能となっており、軽装備化による更なる作業時の負担軽減策が実施されている。2021年に実施された作業員アンケートにおいては、本対策も含め、これまで改善してきた主な取組について約9割を超える方々に「良い」「まあ良い」と評価されるなど、労働環境が改善されている。また、国内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、福島第一原子力発電所では、引き続き、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避など、感染拡大防止対策を行っている。

（2）原子力損害賠償・廃炉等支援機構

2011年8月10日に原子力損害賠償支援機構法及び関連する政省令が公布・施行され、原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築するため、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構が設立された。政府は、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施を確保するため、2011年11月4日に、原子力損害賠償支援機構と東京電力で作成した「緊急特別事業計画」の認定を行い、2012年5月には、迅速な賠償の実施のみならず、着実な廃炉の推進、電力の安定供給の確保、経営合理化策など、事業運営全体にわたる経営計画を総合的に盛り込んだ、「総合特別事業計画」の認定を行った。

2013年12月には、国と東京電力の役割分担が明確化された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」が原子力災害対策本部決定・閣議決定され、これを受けて、政府は、2014年1月に、認定特別事業計画の変更認定（「新・総合特別事業計画」の認定）を行った。当該計画において、東電は、「責任と競争」の両立を基本に、東京電力グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組むこととされた。

国が前面に立って、より着実に廃炉・汚染水対策を進められるよう、原子力損害賠償支援機構の業務に事故炉の廃炉関係業務等を追加すべく、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」（以下、「機構」という。）に改組する法案を2014年2月に閣議決定し、同年5月に成立した。同年8月18日には、原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組された。

2015年4月には、除染費用の一部について、これまでの応諾実績等から合理的な見積もりが可能になったことを受けて、要賠償額の見通しが約6兆円へと約7,000億円増額したことを踏まえ、認定特別事業計画の変更認定（「新・総合特別事業計画」の一部変更認定）を行った。当該計画においては、機構は東京電力に対し、損害賠償等の履行に充てるための資金として、5兆9,362億8,733万円を2016年度までに交付することとした。2015年6月には、「責任と競争」を両立すべく「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂が原子力災害対策本部決定・閣議決定され、これを受けて、政府は同年7月に認定特別事業計画の変更認定（「新・総合特別事業計画」の一部変更認定）を行った。当該計画においては、2015年6月の閣議決定により、避難区域住民の方々の生活再構築に配慮した精神的損害の賠償の実施や除染費用の一部について、より一定の予見可能性が生じてきたこと等を受けて、要賠償額の見通しが約7.1兆円へと約1.1兆円増額した。これを踏まえ、機構は東京電力に対し、損害賠償等の履行に充てるための資金として、6兆8,864億5,833万円を2016年度までに交付することとした。2016年3月には、出荷制限や風評被害等の見積額の算定期間を延ばしたこと等により、要賠償額の見通しが約7.7兆円へと約6,000億円増額したことを踏まえ、認定特別事業計画の変更認定（「新・

総合特別事業計画」の一部変更認定）を行った。当該計画においては、機構は東京電力に対し、損害賠償等の履行に充てるための資金として、7兆4,695億8,633万円を2016年度までに交付することとした。

2017年1月には、2017年1月以降の農林業に係る新たな賠償の実施や、出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたことに加え、除染等費用の一部について、先例の積み重ねにより一定の予見可能性が生じてきたこと等により、要賠償額の見通しは8兆3,664億500万円となったことを踏まえ、認定特別事業計画の変更認定（「新・総合特別事業計画」の一部変更認定）を行った。

また、2016年秋には、「東京電力改革・1F問題委員会」（以下「東電委員会」という。）を設置した。東電委員会では、福島復興と事故収束への責任を果たすために東京電力が実施すべき経営改革について検討し、福島の被災者の方々が安心して、国民が納得し、現場が気概を持って働けるような東電改革の具体的な提言の取りまとめを進めた。この結果、2016年12月20日の第8回東電委員会で東電改革提言が公表された。東電改革提言においては、東電は生産性改革や共同事業体の設立を通じた再編・統合といった非連続の取組を通じて現状の収益水準を引上げ、必要な資金を捻出すべきとの提言がなされた。東電及び機構は、東電改革提言に沿って経営改革の具体像を織り込んだ「新々・総合特別事業計画」を2017年5月に策定し、これを受けて、政府は同年5月に認定を行った。

2017年2月には、2016年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」に基づき、東電が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、長期にわたる資金需要に対応するための制度を国が整備し、廃炉の実施をより確実なものとしていく必要があるという考え方の下、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が閣議決定され提出された。改正法案は、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（東電）に対し、廃炉に必要な資金を、毎年度、機構に積み立てることを義務づける等の措置を講ずることを内容としており、第193回通常国会において成立し、2017年10月に施行された。

（3）原子力損害賠償の実績

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針

等を踏まえ、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害賠償、財物賠償、営業損害に係る賠償等について、被害者の個別の状況を踏まえて実施している。

2021年3月には、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、国は、個別の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応など必要な取組を行うことなどが取りまとめられた。

2022年3月31日時点で、約10兆4,140億円の支払いが行われている。

また、上記(1)東電福島第一原発1～4号機の廃炉・汚染水・処理水対策に関連して、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において定められたALPS基本方針においては、最大限の対策を講じてはなお、ALPS処理水の海洋放出によって風評被害の発生が確認されれば、セーフティネットとして機能する賠償により対応することとされた。また、2021年8月24日のALPS処理水関係閣僚等会議において取りまとめられたALPS処理水の処分に伴う当面の対策では、風評対策に万全を期してもなお被害が発生した場合は、東京電力が、必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう、政府としても必要な環境整備に努め、風評賠償の枠組みを早期に取りまとめ、公表するように指導・監督することが示された。これらを踏まえ、東京電力は、2018年8月25日に、賠償期間や地域、業種を限定することなく賠償を行うこと、被害者に極力負担をかけない柔軟な対応を行うこと等を基本的な考え方とする賠償の枠組みを公表した。さらに、2021年12月28日のALPS処理水関係閣僚等会議において定められたALPS行動計画では、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施することが示された。

(4) 再生可能エネルギー政策

2012年7月に固定価格買取制度(FIT)が創設されて以降、2022年3月末時点で再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入量は制度開始前の約4.3倍(約

8,760万kW)に拡大しており、同制度は再エネ推進の原動力となっている。

再エネの導入が拡大する一方で、依然として、発電コストは国際水準と比較して十分に低減したとは言えず、国民負担の増大の一因となっている。また系統制約の顕在化や、発電事業終了後に設備が適切に廃棄されないことに対する地元の懸念等の課題も生じている。

こうした課題に対応するべく、再エネの最大限の導入を進めつつ、同時に長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう①市場連動型の再エネ導入支援、②再エネポテンシャルを活かす系統増強、③再エネ発電設備の適切な廃棄等の内容を盛り込んだ、「再生可能エネルギーの利用の促進に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」という。)
「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」成立し、2022年4月に施行された。

これを踏まえ、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会及び電力・ガス事業分科会の下に設置された「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」及び同調査会基本政策分科会「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」の合同会議において、市場連動型のFIP制度、系統増強費用への賦課金投入、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度、長期未稼働案件への対応等に関する議論を重ね、2021年2月26日、「エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正に係る詳細設計」を取りまとめた。

また、洋上風力発電に関しては、2019年施行した再エネ海域利用法に基づき着実に案件形成を進め、2021年9月には同法に基づき、新たに秋田県八峰町・能代市沖を促進区域として指定するとともに、一定の準備段階に進んでいる区域(10ヶ所、うち7カ所を新規に追加)、有望な区域(7ヶ所、うち4カ所を新たに追加)を整理、公表した。2021年12月には、2020年9月に促進区域に指定した、秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖の3海域について、公募による事業者選定結果を公表した。加えて、洋上風力の大量導入と関連産業の競争力強化の「好循環」を実現するため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」で2020年12月に発表した「洋上風力産業ビジョン(第1次)」においても記載のあった、日本版セントラル方式(更なる案件形成の円滑

化・加速化のため、初期段階から政府や政府に準ずる機関が関与し、より迅速・効率的に風況や地盤等の調査等を行う仕組み)の確立のため、2022年にはJOGMEC法の改正を行った。また、本ビジョンでは、野心的な導入目標の設定や系統・港湾等のインフラ整備などを通じた魅力的な国内市場の創出に政府としてコミットすることで、国内外の投資を呼び込み、競争力があり強靱なサプライチェーンを構築し、更に、アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携に取り組み、国際競争に勝ち抜く次世代産業を創造していくこととしている。

2018年度の調達価格等算定委員会からの要請をふまえ、2019年4月に設置したバイオマス持続可能性WGにおいて、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加」について、その内容を専門的・技術的に検討している。

2022年度以降の調達価格等については、2021年10月4日から調達価格等算定委員会において議論が開始され、2022年2月4日には、「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」が取りまとめられた。この意見を尊重する形で、2022年3月31日に、2022年度の調達価格等が告示された。

さらに、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年度に再エネ比率36～38%という野心的な目標を掲げた。なお、この水準は、上限やキャップではなく、今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再エネの導入量が増える場合には、更なる高みを目指す。

(5) 福島新エネ社会構想

2016年3月5日、安倍総理が福島県を訪問した際に、官民一体の『福島新エネ社会構想実現会議』を設置し、具体的な検討を始めるよう経済産業大臣に指示をしたのを踏まえ、2016年9月に開催された第3回福島新エネ社会構想実現会議において、「福島新エネ社会構想」が策定された。本構想は、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現のモデル構築、スマートコミュニティの構築を3つの柱としており、その実現に向けた取組を着実に実施した。その後、本構想の第2フェーズ(令和3～12年度)を迎えるに当たり、2021年2月に第7回福島新エネ社会構想実現会議を開催し、「再生可能エネルギー」と「水素」を柱

として、これまでの「導入拡大」に加え「社会実装」のフェーズにすることを目指し、本構想の改定を行った。

柱の1つである再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、福島県と連携して、共用送電線の整備や発電設備等の導入を支援しており、一部区間では共用送電線の運用も行われている。

また、水素社会実現のモデル構築に向けては、2020年3月に浪江町において、世界有数となる1万kWの水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。ここで製造した水素は、2020年6月より福島市のあづま総合運動公園に、2020年11月より浪江町の道の駅なみえにある燃料電池等に供給されている。

(6) 電力・ガスシステム改革

2016年4月に電力の小売全面自由化が始まり、旧一般電気事業者や旧特定規模電気事業といった類型に代わる区分として、小売電気事業(登録制)、送配電事業(許可制)、発電事業(届出制)という事業ごとの類型を設け、それぞれ必要な規制を課すこととなった。2015年6月には、電力システム改革の第3段階である「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保や電気の売料金の全面自由化」の実施、システム改革を一体的に推進するために必要な措置や、ガスの小売全面自由化等を定めた電気事業法等の一部を改正する等の法律案が、第189回通常国会において成立した。

これを受け、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会にて電気料金の経過措置の在り方、法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証等について議論し、発送電分離が2020年4月に実施された。これにより、広域系統運用の拡大、小売・発電の全面自由化及び法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を柱とする、電力システム改革の一連の工程は基本的に完了した。

2017年4月にガスの小売全面自由化が始まり、旧一般ガス事業者や旧大口ガス事業といった類型に代わる区分として、ガス小売事業(登録制)、一般ガス導管事業(許可制)、特定ガス導管事業(届出制)、ガス製造事業(届出制)という事業ごとの類型を設け、それぞれ必要な規制を課すこととなった。ガスシステム改革について、2021年6月

1日のガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、2050年に向けたガス事業の在り方研究会中間とりまとめ、改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証、ガス小売全面自由化後のガス事業を取り巻く状況及び熱供給事業全面自由化後の状況の検証結果、スタートアップ卸に関する検討等について審議・検討を行った。

(7) 石油・LNG・LPG

(ア) LNG市場政策

2020年度は、LNG市場の発展に向けた生産国・消費国間の連携をより一層強化するために、2021年10月にオンラインで「第10回LNG産消会議2021」を開催し、エネルギートランジションの鍵となる資源としての位置付けの明確化を目指し、主に①“トランジション・エナジー”として重要性を増すLNGの役割、重要な資源であるからこそ、②LNGをよりクリーンに利用するために、という2つのテーマで議論を行い、産消国双方の更なる連携の必要性を確認した。アジアのエネルギー移行を支えるべく、再エネ、省エネ、LNGの導入支援を行う民間のinitiativeである“Asia Natural Gas and Energy Association”(ANGEA)の設立発表、民間企業と国際排出権取引協会によるCCS/CCUSと、カーボンクレジットの在り方の国際的な議論・検討のスタートを発表。経済産業省は、こうした前向きな民間の取組を歓迎するとともに、新たな時代の要請に応えるべく、次の10年に向けて、LNGに関わる官民の新たな連携の必要性を呼びかけた。

(イ) 災害時における燃料供給の強靱化

2018年9月の北海道胆振東部地震などを受けて、燃料供給強靱化に係る主要対策パッケージを作成し、政府全体で「重要インフラの緊急点検」を実施。

燃料に係る主要な対策として①製油所、油槽所等の燃料供給インフラの災害対応能力強化、②病院等の重要インフラの自衛能力強化、③災害時の情報収集・発信の強化の観点から、燃料供給強靱化に向けて取り組んだ。

また、国土強靱化の取組を加速化・深化していくため、2020年12月に策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施。製油所等

の災害対応能力を強化に向けた取組を進めている。

(ウ) 燃料油価格激変緩和対策事業

原油価格高騰対策として、時限的・緊急避難的な措置として燃料油価格激変緩和事業を行うことにした。具体的には、ガソリン価格の全国平均が170円以上の場合、円建ての原油価格の変動による卸価格上昇分につき、ガソリン・軽油・灯油・重油1リットルあたり上限5円の範囲内で支給することで、燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制する。2022年1月24日のガソリン価格の全国平均が170.2円となったため、1月27日から支給を開始した。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略によるエネルギー市場の高騰から国民生活や日本経済を守るため、3月4日に官房長官の下で「原油価格高騰等に関する関係閣僚会合」において、「原油価格高騰に対する緊急対策」をとりまとめた。激変緩和事業については、当面の間の緊急避難的措置として、急激な価格上昇を抑制するよう、元売事業者等に対する支給額の上限を5円から25円に大幅に引き上げることとした。3月10日から支給額を拡充するとともに、業種別の対策など、様々な対策を重層的に講じることで、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えていくこととした。

2. エネルギーをめぐる現状

2. 1. 世界のエネルギー需給の動向

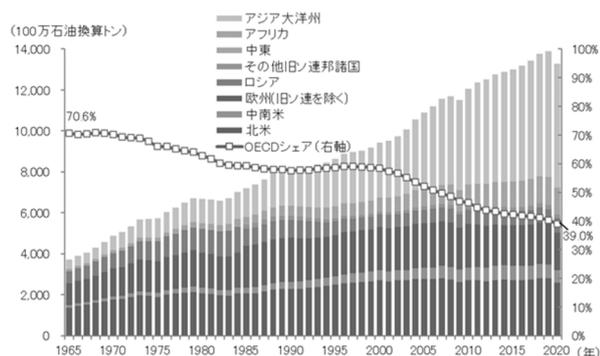
(1) 世界のエネルギー需要の動向

(ア) 世界の一次エネルギー消費量は経済成長とともに増加を続けており、石油換算で1965年の37億トンから年平均2.3%で増加し続け、2020年には133億トンに達した。

(イ) 特に2000年代以降アジア大洋州地域は新興国がけん引して消費伸びが高くなっている。

(ウ) 一方、世界のエネルギー消費量に占める先進国(OECD諸国)のエネルギー消費の割合は、1965年の70.6%から2020年には39.0%へと約32ポイント低下した。経済成長率、人口増加率ともに途上国と比較し低くとどまっていることや産業構造が変化し省エネルギー化が進んだことが影響している。(参照：図 世界のエネルギー消費量の推移(地域別、一次エネルギー))

第1図 世界のエネルギー消費量の推移（地域別、一次エネルギー）



(注) 1984年までのロシアには、その他旧ソ連邦諸国を含む。

(注) 1985年以降の欧州には、バルト3国を含む。

出典：B P 「Statistical Review of World Energy 2021」を基に作成

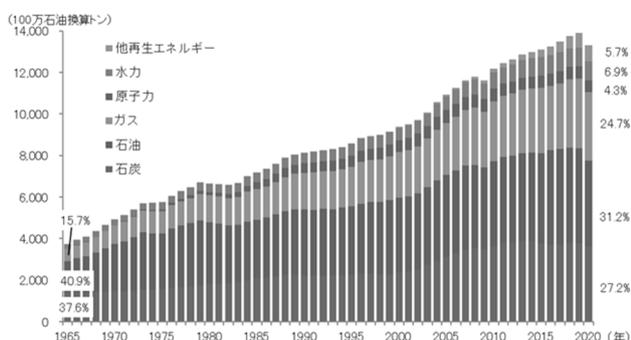
(2) 世界のエネルギー消費の動向

(ア) 2020年現在の世界のエネルギー消費は、石油が31.2%、石炭が27.2%、天然ガスが24.7%となっており、化石燃料が全体の約83.1%を占めている現状にある。

また、1965年から2020年にかけて、消費の伸び率が最も大きかったのは原子力(年平均8.7%)と風力、太陽光などの他再生可能エネルギー(同12.5%)である。

(イ) しかしながら、2020年時点のシェアはそれぞれ4.3%及び5.7%と、エネルギー消費全体に占める比率は大きくなかった。(参照：図 世界のエネルギー消費量の推移(エネルギー源別、一次エネルギー))

第2図 世界のエネルギー消費量の推移(エネルギー源別、一次エネルギー)



(注) 端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

出典：B P 「Statistical review of world energy 2021」を基に作成

2. 2. 我が国のエネルギー需給の動向

(1) 我が国のエネルギー需要の動向

(ア) 経済活動にとって必要不可欠なエネルギー消費は、1960年代の高度経済成長と連動して大きく増加した。

(イ) 1970年代～1980年代前半においては、1970年代に起きた2度のオイルショックを経て、産業部門を中心とする国民各層の省エネ努力等により省エネと経済成長を同時達成した。

(ウ) 部門別に見ると、オイルショック以降産業部門がほぼ横ばいで推移している一方、民生(家庭、業務)・運輸部門は増加している。その結果、1973年から2020年までの伸びは、産業部門が0.8倍、民生(家庭)部門が1.9倍、民生(業務)部門が1.9倍、運輸部門が1.5倍となっている。

(参照：第3図 最終エネルギー消費と実質GDPの推移)

(2) 我が国のエネルギー供給の動向

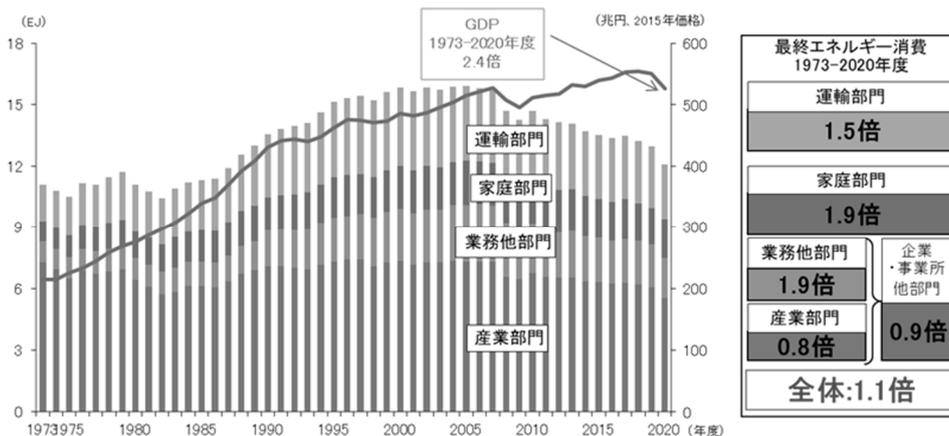
(ア) 我が国のエネルギー供給は、国内炭が1960年代以降に競争力を失う中、これを石油が代替し、オイルショック前には一次エネルギー供給の大半を占めてきた。例えば、1973年度には一次エネルギー供給の75.5%を石油に頼っている状態であった。

その後、1970年代の2度にわたるオイルショックを経て、原油価格高騰と石油供給途絶の脅威を経験した我が国は、省エネルギーを推進するとともに、エネルギー供給を安定させるため、1980年に制定された石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(石油代替エネルギー法)に基づき、海外炭、天然ガス、原子力等石油代替エネルギーの導入を促進した。この結果、石油への依存度は5割以下に大きく低下した(一次エネルギー供給に占める石油の割合：75.5%(1973年度)→36.4%(2020年度))。

(イ) しかし、天然ガス(23.8%)・石炭(24.6%)の割合も高くなっており、化石燃料全体の一次エネルギー国内供給に占める割合は84.8%(2020年度)と極めて高い水準となっている。したがって、再エネの更なる導入拡大や、安全性の確認された原発の再稼働、化石燃料の有効利用など、エネルギー供給構造の高度化を図る必要がある。

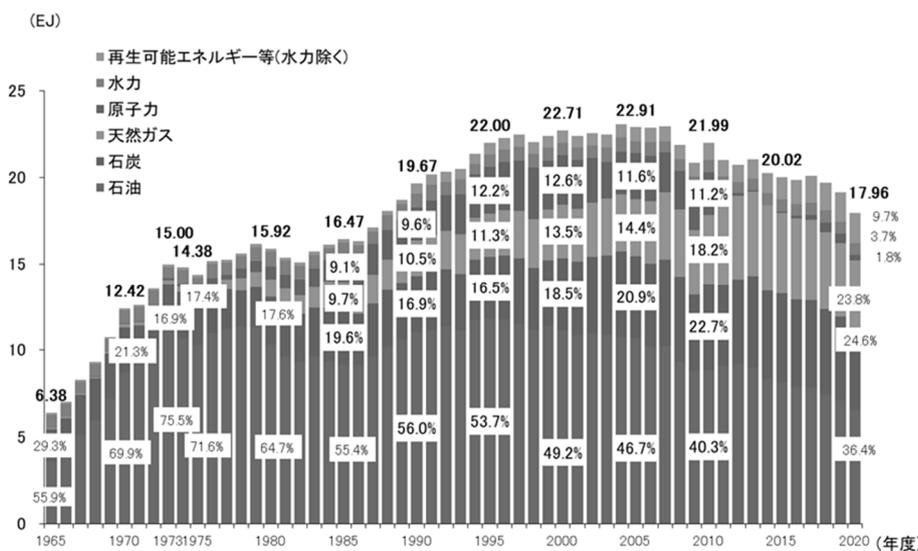
(参照：第4図 日本の一次エネルギー国内供給の推移)

第3図 最終エネルギー消費と実質GDPの推移



(注1) J (ジュール) = エネルギーの大きさを示す指標の一つで、1MJ = 0.0258 × 10⁻³ 原油換算 kl。
 (注2) 「総合エネルギー統計」は、1990年度以降の数値について算出方法が変更されている。
 (注3) 産業部門は農林水産鉱建設業と製造業の合計。
 (注4) 1979年度以前のGDPは日本エネルギー経済研究所推計。
 出典: 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、内閣府「国民経済計算」、日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」を基に作成

第4図 日本の一次エネルギー国内供給の推移



(注1) 「総合エネルギー統計」では、1990年度以降、数値について算出方法が変更されている。
 (注2) 「再生可能エネルギー等(水力除く)」とは、太陽光、風力、バイオマス、地熱などのこと(以下同様)。
 出典: 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に作成

3. エネルギー分野における国際協力の推進

3. 1. G20イタリア気候・エネルギー大臣会合

2021年9月23日、イタリアが主催するG20気候・エネルギー大臣会合がイタリア・ナポリにて開催され、長坂経済産業副大臣（その他、小泉環境大臣、外務省鷲尾副大臣）が参加した。①都市と気候変動、②持続可能な回復とクリーンエネルギー・トランジションの2点を中心に議論が行われた。こうした議論を踏まえ、CCUS/カーボンリサイクル等の先進クリーン技術への投資やファイナンスの必要性を確認するとともに、変動再エネの統合、蓄電ニーズの増大、異常気象等へのレジリエンス強化、重要鉱物の確保といった安全保障上の新たな課題への対応の必要性などを盛り込んだ、閣僚共同声明がとりまとめられた。

3. 2. ASEAN+3/EASエネルギー大臣会合/日ASEANエネルギー大臣特別会合

2021年6月21日、日本の呼びかけにより、ベトナムのジェン商工大臣を議長、梶山経済産業大臣を共同議長として日ASEANエネルギー大臣特別会合が初めてオンライン形式にて開催された。同会合では、梶山経済産業大臣から、世界全体でのカーボンニュートラルの実現に向け、各国の事情に応じて幅広い選択肢を活用した現実的なトランジションを着実に推進していく重要性を強調するとともに、日本が「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)」を提案し、アジアのエネルギー・トランジションを全面的に支援していくことを表明し、ASEAN各国等から歓迎の意が示された。2020年11月、第17回ASEAN+3エネルギー大臣会合及び第14回EASエネルギー大臣会合がオンライン形式で開催され、我が国からは梶山経済産業大臣、江島経済産業副大臣が出席した。今回の会合では、新型コロナウイルス感染症からの経済回復と温室効果ガス排出削減の取組を両立させるためには、全てのエネルギー源、全ての技術を活用し、現実的かつ実効的なエネルギー政策をとることが重要との認識で一致し、また日本からは、2050年カーボンニュートラルへの挑戦に触れるとともに、経済と環境の好循環を達成するグリーン成長に向けた取組を強化するため、化石燃料のクリーン利用も含めたトランジションの重要性を強調した。そして、各種取組を通じて得られた知見を広くASEAN各国と共有し、地域全体の脱炭素化に向けて、

協力しながら共に推進していく意欲を示した。また、地域全域でのCCUS活用に向けた環境整備や知見を共有するプラットフォームとして「アジアCCUSネットワーク」の構築を提案し、参加国から歓迎された。その他、分散型電源イニシアティブを通じた調査事業や、水素及び運輸部門の脱炭素化の実現に向けた取組、石油備蓄や原子力安全を含むエネルギー安全保障強化事業、LNGバリューチェーンに関する人材育成、低炭素社会にむけたクリーンコール技術の普及啓発活動、再生可能・省エネルギー分野の実証事業等の日本の支援策について報告した。

3. 3. クリーンエネルギー大臣会合

クリーンエネルギー大臣会合(CEM)は、世界の主要28か国及び地域から構成される、クリーンエネルギーの普及促進を目的とした国際会合である。2021年5月に、Web会議形式にて第12回CEMが開催された。本会合では、2026年までのCEM第3期の活動の立ち上げが合意されるとともに、「野心から行動へー野心表明の1年から実行の10年へ」をテーマに掲げ、CEM第3期活動の中で促進を行っていく分野として挙げられている①クリーンエネルギーのスケール拡大、②全セクターへのシフト、③包括的な社会全体へのアプローチの3分野を中心に、クリーンエネルギーの推進に向け各国が抱える課題と取組について、活発な議論が行われた。日本からは、2050年カーボンニュートラルに向けたイノベーション実現の取組や、クリーンエネルギーへの移行に向けた「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術」の活用、新興国支援の継続について発言したほか、財政的支援も含め引き続きCEM第3期の活動に貢献していくことを表明した。

3. 4. 東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク

2021年10月、経済産業省は「ビヨンド・ゼロ」（世界全体のカーボンニュートラルとストックベースでのCO₂削減）を可能とする革新的技術の確立と社会実装に向けて、個別の挑戦課題と社会実現の道筋・手法を提示することを目指すべく、「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」（10月4～8日）に第1回アジアグリーン成長パートナーシップ閣僚会合（10月4日）、第3回カーボンリサイクル産学官国際会議（10月4日）、第4回水素閣僚会議（10月4日）、第10回LNG産消会議（10月5日）、第3回TCFDサミ

ット（10月5日）、第1回燃料アンモニア国際会議（10月6日）、第8回ICEF（10月6日・7日）、第3回RD20（リーダーズ・セッション）（10月8日）の8つの会議を開催した。詳細は以下の通り。

1 第1回アジアグリーン成長パートナーシップ閣僚会合

2021年に初めて開催し、アジアを中心とする20の国の閣僚と3の国際機関の代表の参加を得て、可能な限り早期の世界全体でのカーボンニュートラル達成に向け、グリーン成長の実現と、現実的かつ多様なエネルギー転ジションを加速化していく必要性について議論を深めた。カーボンニュートラルの実現に向けては、その道筋は一つではなく、各国ごとに異なる道筋があることや、イノベーションの促進、及びアジア各国への積極的なエンゲージメントが重要であることを確認した。特に、各国の事情を考慮し、様々なオプションを活用した多様かつ現実的なエネルギー転ジションの考え方や、AETIに基づく日本の支援等について、各国・各国際機関から共感や歓迎の意が表されるとともに、それぞれのエネルギー転ジションの推進に向けた取り組みが紹介され、世界全体でのカーボンニュートラル実現に向けては、革新的なイノベーションに向けた国際協力と各国のエネルギー転ジションを支えるファイナンスの必要性と各国のエネルギー転ジションを支えるファイナンスの必要性が強調され、国際社会からの協力に対する期待が述べられた。

2 第3回カーボンリサイクル産学官国際会議

2019年の初めての開催に続き、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、2021年10月4日に第3回カーボンリサイクル産学官国際会議を開催した。CO₂を資源として活用するカーボンリサイクル分野（コンクリート・セメント、燃料・化学品、研究開発・投資）における産学官の第一人者が国内外から一堂に会し、講演・パネルディスカッションを通じて先進的な技術事例や具体的な取組を共有し、カーボンリサイクルの社会実装に向けた今後の方向性を発信した。会議には、32か国・地域から約2,800名が参加し、カーボンリサイクルの社会実装に向けた日本の直近1年間の取組として、「グリーン成長戦略カーボンリサイクル実行

計画」の策定や「カーボンリサイクル技術ロードマップ」改訂などの進捗を「プログレスレポート」として取りまとめ、発信するとともに、国際連携を強化しつつ、オープンイノベーションを加速することを確認した。

3 第4回水素閣僚会議

経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、2021年10月4日に第4回水素閣僚会議を開催した。18人の閣僚を含む29の国・地域・国際機関等の代表者、そして各企業の代表者からメッセージが寄せられ、世界で加速する水素関連の取り組みについて共有するとともに、今後グローバルでの水素利活用を一層推進するべく、課題や政策の方向性を共有した。また、民間セッションにおいて、水素サプライチェーン、地域水素社会モデル、燃料電池モジュール、水電解のテーマに関して、世界各地で水素の供給や利活用に取り組むリーダー企業、地域のリーダーが、世界の最新動向や水素の利活用に向けた展望について講演を行った。

4 第10回LNG産消会議

LNG産消会議は、生産国・消費国がLNGの長期的な需給見通しの共有と取引市場の透明化に向けた連携を図るプラットフォームとして、2012年より毎年開催している。

「第10回LNG産消会議」は2021年10月にオンライン形式で開催し、10回目となる節目の会議として、25か国以上の閣僚級や、70以上の企業・国際機関のトップからメッセージが寄せられ、LNGを取り巻く環境が大きく変化する中で、これまで日本、そして世界のエネルギー安定供給と持続的成長を支えてきたLNGが、世界的な脱炭素化の流れの中で、次の10年に求められる役割と期待について議論を深めた。

資源エネルギー庁保坂長官からは、LNGがカーボンニュートラルに向けた移行期間において重要な役割を果たすこと、必要なLNG・ガスの上流投資が求められていることを世界に発信をするとともに、これまで日本が主導する形で、LNG産消会議において議論を続けてきた、仕向地制限の撤廃に関するJOGMECの調査結果と、その成果を発表した。加えて、昨年発表した“Make Clean LNG Cleaner”の方針の下、JOGMECがLNGバリュー

チェーン上のGHG排出量の算定のため、簡易かつ高精度の方法論策定に取り組むとともに、近い将来、実際のLNGプラントでの、実データによる検証も目指すことを発表した。

5 第1回燃料アンモニア国際会議

2021年に日本の主催により初めて開催し、燃料アンモニアの生産・利用の中心的な役割を果たすだろう産ガス国などの各国政府代表、産業界、国際機関がオンライン上で一堂に会する新たなプラットフォームとなった(8か国から1,500名超が参加した)。

本会議では、各代表による講演のほか、国際エネルギー機関(IEA)によるアンモニア発電の展開にかかる分析レポート(The Role of Low-Carbon Fuels in Clean Energy Transitions of the Power Sector)の発出や、マレーシアの石炭火力へのアンモニア混焼に関する企業間MOCの締結も実施された。

本会議を通じて、安定的、低廉で柔軟性のある燃料アンモニアバリューチェーン・市場構築に向けた官民による戦略的取組が具体的に検討され、進められていることが示されるとともに、燃料アンモニアの認知向上を含む国際連携が極めて重要であることが改めて認識された。

3. 5. アジア太平洋経済協力(APEC)における協力

APECエネルギー大臣会合において我が国が提案し、合意された事項に基づき、①APECメンバーのエネルギー効率向上に向けた取組状況をレビューする「エネルギー効率ピアレビュー」、②急速な都市化に直面するAPEC地域において、都市レベルで低炭素技術を統合的に導入することを目指す「APEC低炭素モデルタウンプロジェクト」、③石油及びガスの供給途絶時における対応能力の強化を図るための「APEC石油・ガス・セキュリティエクササイズ」の実施に向けた調整をコロナ禍でも進めるとともに、エネルギーシステムの強靱化に資する取組を自主的に促すための原則である「APECエネルギーレジリエンス原則」を日本が主導して2020年8月に策定した。さらに、2021年8月には、APEC地域における包括的な脱炭素化の重要性を示すとともに、各エコノミーのカーボンニュートラルに向けた脱炭素化の取組を支援することを目的に、カーボンニュートラルに向けた包括的脱

炭素手法に係るシンポジウムを開催した。また、2021年11月には、APEC閣僚会議がテレビ会議形式で開催され、我が国からは、萩生田経済産業大臣、細田経済産業副大臣、小田原外務副大臣、三宅外務大臣政務官が出席した。

「2021年ニュージーランドAPEC閣僚会議 閣僚共同声明」においては、地域のエネルギー強靱性、エネルギーアクセス及びエネルギー安全保障を支援するための協力を継続することが明記されたほか、安定したエネルギー市場と、クリーンエネルギーへの移行を支援することの重要性が認識された。さらに、同月APEC首脳会議がテレビ会議形式で開催され、我が国からは岸田総理が出席した。APEC首脳宣言においては、地域におけるエネルギー強靱性、アクセス及び安全保障を支援するための協働の継続、安定的なエネルギー市場及びクリーンエネルギーへの移行支援の重要性が謳われた。

3. 6. 日露エネルギー協力

2021年9月、梶山経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣(当時)は、シュリギノフ露エネルギー大臣とのTV会談を実施した。炭化水素、省エネ・新エネ、原子力の既存の協力分野に加え、水素、アンモニア、CCUS/カーボンリサイクルに関する協力を新たに進めていくことで合意した「持続可能なエネルギー協力に関する日露共同声明」へ署名を行った。

3. 7. 日米エネルギー協力

2021年4月、菅総理は米国を訪問し、バイデン大統領と会談を行った。この中で、「日米気候パートナーシップ」と「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」に合意し、既存の日米戦略エネルギーパートナーシップ(JUSEP)を発展・解消させる形で、「日米クリーンエネルギーパートナーシップ(JUCEP)」を設立することとなった。その目的は、インド太平洋諸国がクリーンで安価かつ安全なエネルギー技術を活用し、エネルギー安定供給と持続可能な成長を促進しつつ脱炭素化を加速できるよう支援するというものであり、さらにJUCEPの下での協力を通じて、透明性と競争力のある開かれたエネルギー市場の発展を支援することで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に引き続き貢献していくことを目指している。6月にJUCEPの第1回プレナリー会合をオンライン

で開催し、実質的に始動した。また10月には、日本政府及び政府関係機関（経済産業省、外務省、財務省、国際協力銀行（J B I C）、日本貿易保険（N E X I）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（J O G M E C）、国際協力機構（J I C A）、日本貿易振興機構（ジェトロ）、ならびに米国政府及び政府関係機関（国務省、商務省、国際開発金融公社、米国輸出入銀行、財務省、貿易開発庁）、インドネシアのエネルギー・鉱物資源省の関係者が参加し、インドネシアでの再エネ分野の投資促進を目的として、インドネシアでの投資やビジネスの支援策を紹介するツールキット説明会をオンラインで開催した。これには、400名以上の日米尼の官民関係者が出席した。また、J U C E Pの下に設置された4つのワーキンググループ（①エネルギー計画・分析・研究開発、②第三国協力・ローカルキャパシティビルディング、③商業協力・ビジネス発展、④金融）はそれぞれ個別に活動を行っている。

2022年1月、萩生田経済産業大臣はグランホルム・エネルギー長官とオンラインで会談を行った。会談の中では、原油価格が高騰する中、国家備蓄石油の協調放出を確認するとともに、両国がクリーンエネルギー分野での協力を推進するためのプラットフォーム設立を積極的に検討することで合意した。

2022年3月、I E A閣僚会合の際にも萩生田大臣はグランホルム長官と会談を行った。ロシアのウクライナ侵攻に伴い、エネルギー安全保障の重要性が改めて見直される中、どのようにエネルギーの安定供給を確保していくかについて意見交換を行った。

3. 8. 日豪エネルギー協力

日豪両国は、石炭、L N G、水素等の資源・エネルギーの分野において重要なパートナーであり、1985年以来、国際エネルギー情勢や両国のエネルギー政策等を議論する二国間対話の場として、日豪エネルギー資源対話（J A E R D）を開催している。2021年4月には、第39回J A E R Dを実施し、L N G、石炭、カーボンリサイクル、鉱物資源、水素、省エネルギー、再生可能エネルギー、エネルギー市場等の課題、さらに今後の二国間協力の強化に関して議論を行った。

2021年10月に開催されたL N G産消会議には、ピット資源・水・北部豪州担当大臣がビデオメッセージにて参加

した。また、アジアグリーン成長パートナーシップ閣僚会合及び水素閣僚会議には、テイラー・エネルギー排出削減大臣が参加した。カーボンリサイクル産学官国際会議には、フィンケル低排出技術特別顧問が参加した。また、燃料アンモニア国際会議には、フィンケル低排出技術特別顧問がビデオメッセージにて参加した。

2021年6月に実施された日豪首脳会談において、「技術を通じた脱炭素化に関する日豪パートナーシップ」を発表しました。また、9月に実施された日豪首脳会談、2022年1月に実施された日豪首脳会談（オンライン）において、エネルギー・環境、水素・アンモニア、鉱物資源等の分野での協力の重要性につき確認しました。水素については、日豪褐炭水素サプライチェーンプロジェクトにおいて、世界初となる液化水素運搬船による豪州産水素の海上輸送実証が行われ、2021年12月に神戸を出港した後、2022年1月に豪州に到着し、2月に再び神戸に帰港しました。